

議事

- (1) 函南町教育・保育施設整備基本方針について

函南町教育・保育施設整備基本方針

（第2期函南町子ども・子育て支援事業計画

基本目標1に係る事業（幼保育一元化推進事業）の推進に向けて）

令和6年3月

函 南 町

目次

第1章 基本方針の策定にあたって	1
1 基本方針策定の背景と目的	1
2 行政計画における位置づけ	2
3 方針の策定方法	3
第2章 函南町の教育・保育に関する現状	4
1 年齢3区分別人口と一般世帯数	4
2 未就学児の人口	4
3 出生数	5
4 今後の人口の推計	5
5 児童・園児数	6
6 函南町内の教育・保育施設	8
7 近隣市町の教育・保育施設	10
第3章 教育・保育施設整備の考え方	11
1 教育・保育施設が担うべき役割	11
2 教育・保育施設整備における現状と課題	12
3 施設整備に関する基本的な考え方	13
第4章 今後の展望について	14
1 課題解決に向けた方策	14
資料編	21
1 函南町保育の必要性の認定等に関する規則	21
2 認定こども園の4類型と特徴について	23
3 幼保連携型認定こども園の設置に係る主な基準	25
3 就学前教育・保育施設整備交付金	27

第1章 基本方針の策定にあたって

1 基本方針策定の背景と目的

近年我が国では急速な少子高齢化の進行や核家族世帯の増加、女性の社会進出に伴う保護者の就労環境の変化等の要因により子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。教育・保育施設の状況をみると、保育所への入所希望児童数は増加傾向にあり、幼稚園の入園児童数は減少傾向にあります。また今後も、就労を希望する母親の増加等に伴い、乳幼児期の保育ニーズが高まっていくことが予測されています。またその一方で、保護者の就労状況等に関わらず、幼稚園教育を希望する保護者も一定数あり、それらのニーズに基づいて教育・保育施設の整備をすることが求められています。

本町においては、平成27年3月に、「函南町子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）を策定し、多様化する教育・保育ニーズ等に対応できる体制整備とともに、子育て支援策の充実や児童生徒の教育環境・生活環境の整備を目指して計画を推進してきました。令和2年3月には第2期となる計画を策定し、令和5年3月には計画の中間年度として見直しを実施することで、将来的な児童数、教育・保育ニーズの推計やニーズに対応できる体制を整備するための確保方策について協議を進めています。

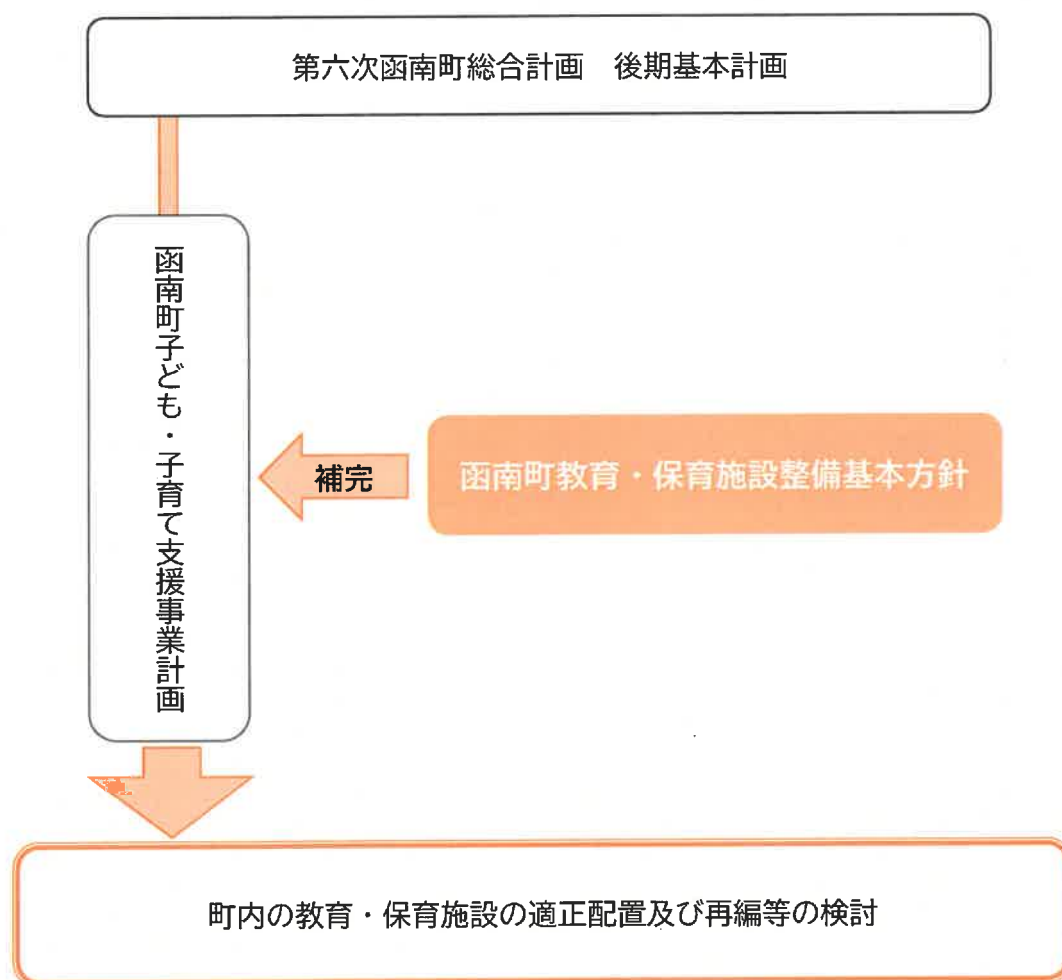
上記の計画の策定、見直しに合わせて段階的に町内の教育・保育施設の整備を進めているところですが、令和6年度末をもって、「函南町保育の必要性の認定等に関する規則」に定められた特例期間が終了することにより、保育の必要性の認定に関する保護者の就労時間要件が引き下げられることに伴い、保育需要がさらに高まることが想定されます。

今後の教育・保育需要への確保策は令和6年度に策定する第3期計画に示すこととしておりますが、令和7年度からの保育需要の増加に対応するための次期計画を補完するものとして、施設の効率的な運営などを検討するための「函南町教育・保育施設整備基本方針」を策定します。

（※注）「教育・保育施設」とは、「子ども・子育て支援法」第7条で規定する、認定こども園、幼稚園、保育所を指す。

2 行政計画における位置づけ

本基本方針は、「第六次函南町総合計画 後期基本計画」で掲げる「基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」の方針および施策の方向性に基づいて子ども・子育て施策に関する具体的な施策をまとめた「函南町子ども・子育て支援事業計画」の内容を補完し、幼児教育・保育の確保のために必要な施設の整備方針を定め、効率的な運営に向けて施設の適正配置や再編を検討するためのものです。



3 方針の策定方法

本基本方針を策定するにあたり、本町の教育・保育を取り巻く各種統計データを収集して分析したほか、教育・保育ニーズの増減に関するシミュレーションや関係者からの意見聴取等を行いました。

(1) 保育ニーズの増加に関する検証

本町の保育の必要性に関する要件のうち、就労時間の下限が引き下げられることを想定して、保育ニーズの増加量に関する検証を行いました。

検証にあたっては、平成30年度に実施したアンケートの中で就学前児童の保護者から収集した就労状況および就労時間を元に計算しています。

また、ニーズ量の算出に用いる今後の児童数の推移については、令和4年度に実施した「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画中間見直し」で行った児童数の将来推計を用いて検証しています。

(2) 幼稚園教諭、保育士等の子育て行政関係者ヒアリングの実施

今後想定される保育ニーズの増加や将来的な児童数の減少等の課題を踏まえ、町の現状や中長期的なビジョンに基づいて施設整備の指針を検討するため、町の担当課や幼稚園教諭、保育士へのヒアリングを実施しました。

(3) 函南町子ども・子育て会議の開催

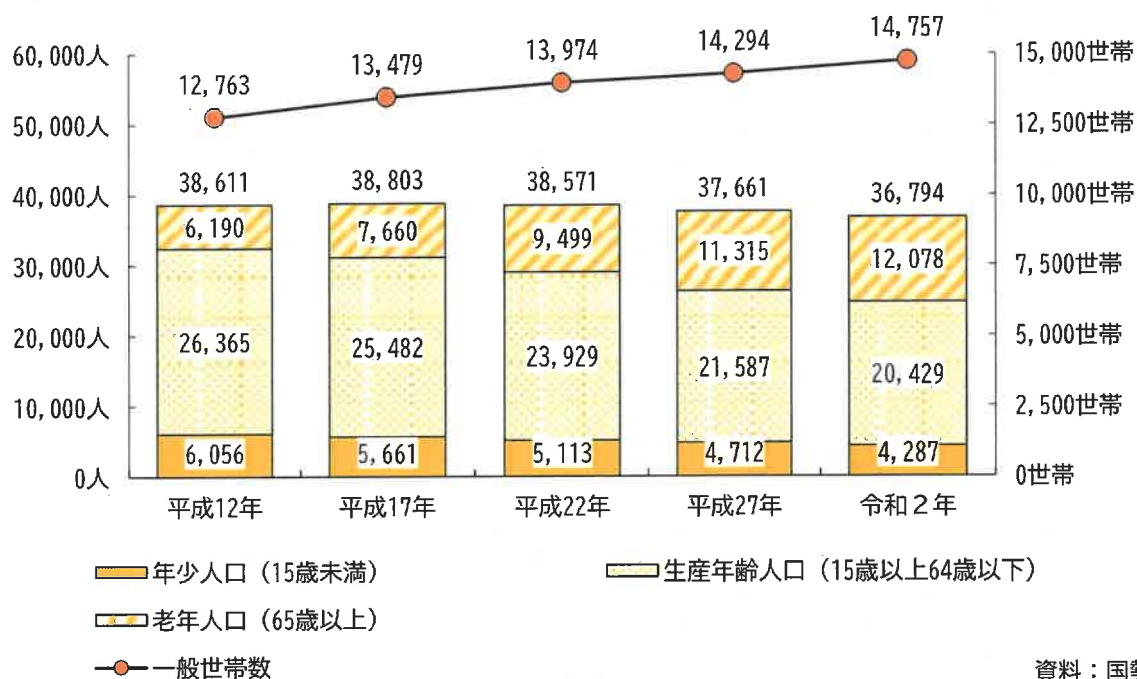
町民・学識経験者・子どもの保護者・事業主を代表する者・労働者を代表する者・子ども、子育て支援に関する事業に従事する者・関係行政機関の職員で構成される「函南町子ども・子育て会議」に基本方針の中間案を示し、関係者による協議・検討を行いました。

第2章 函南町の教育・保育に関する現状

1 年齢3区分別人口と一般世帯数

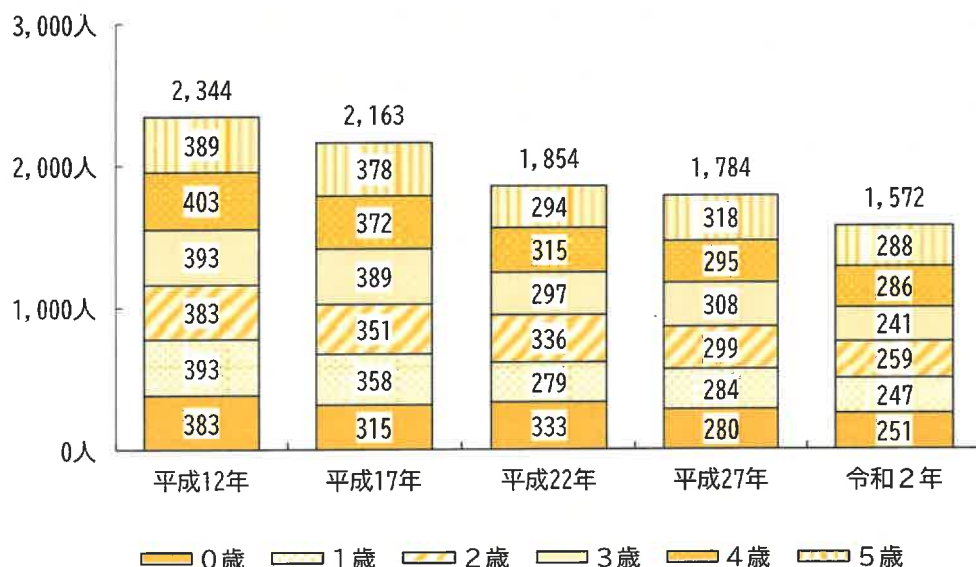
年齢3区分別人口を平成12年と比較すると、年少人口は約2,000人減少、生産年齢人口は約3,000人減少、老年人口は約6,000人増加となっており、少子高齢化が急速に進んでいます。

一般世帯数は総人口が年々減少しているにもかかわらず増加しており、1世帯当たりの人員が減少していることが分かります。



2 未就学児の人口

未就学児の人口をみると、年々減少しており、平成12年と比較すると約800人減少し、1,572人となっています。



3 出生数

出生数をみると、減少傾向となっており、令和4年度は189人で200人を下回りました。

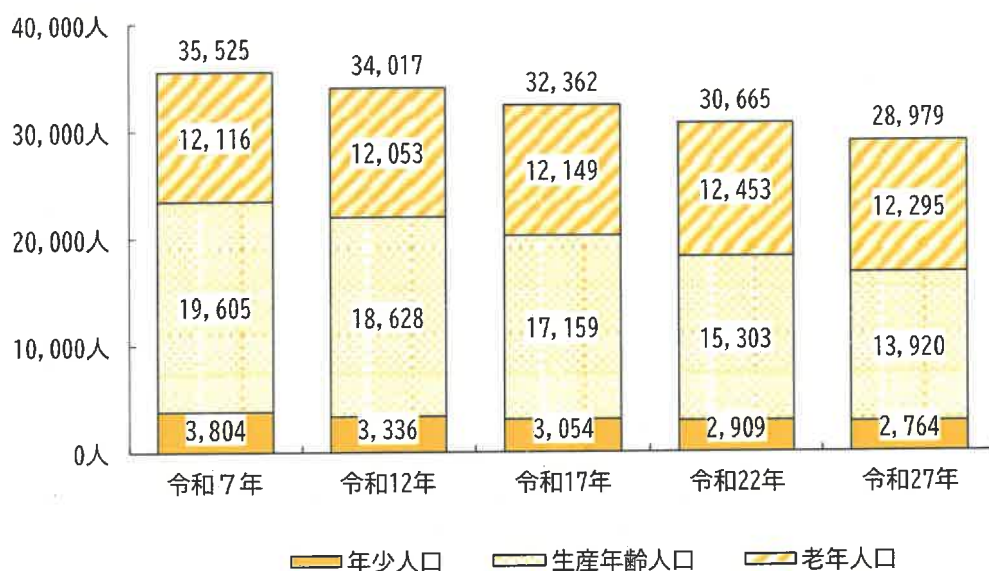
単位：人

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
253	246	229	211	189

資料：住民課（各年3月31日時点）

4 今後の人口の推計

今後の人口の推計をみると、老年人口は12,000人台で推移すると推計されていますが、年少人口、生産年齢人口は年々減少し、総人口は令和27年で3万人を下回り、28,979人になると推計されています。

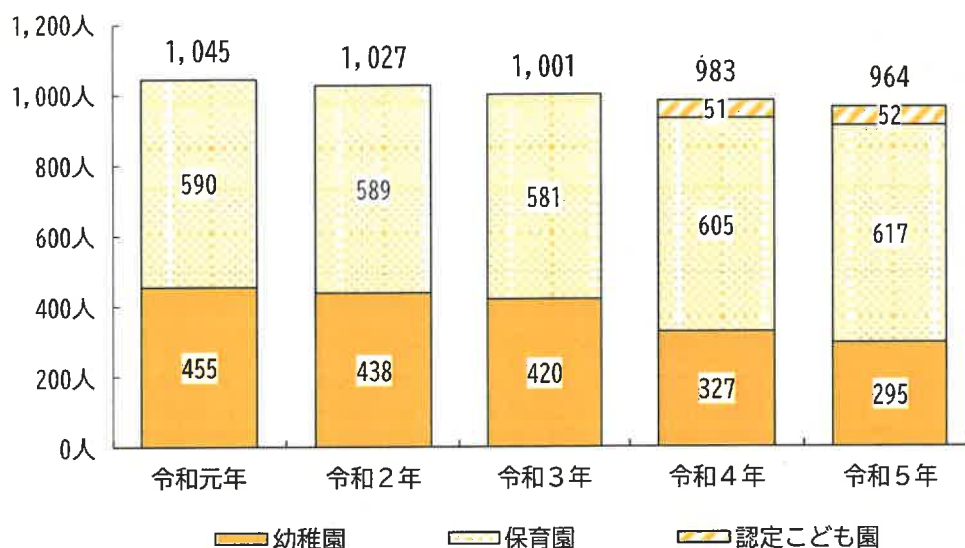


資料：国立社会保障・人口問題研究所

5 児童・園児数

(1) 施設毎の在籍数

施設毎の在籍数をみると、幼稚園は令和4年度に、1施設が認定こども園に変更されたため減少し、保育園は令和3年度に2施設、令和5年度に1施設が新たに開園したため増加となっています。



資料：子育て支援課（幼稚園・認定こども園 各年度5月1日時点）、（保育園 各年度4月1日時点）

(2) 待機児童数

待機児童は年によりばらつきが大きく、令和5年度は10月1日時点で15人となっています。

単位：人

待機児童数	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月1日時点	9	20	27	16	5
うち0～2歳児	8	19	27	15	5
10月1時点	15	40	18	20	15
うち0～2歳児	15	39	18	19	15

資料：子育て支援課 保育幼稚園係

(3) 施設毎の利用率の推移

施設毎の利用率の推移をみると、幼稚園は年々低くなっており、令和5年の利用率は50%台となっています。保育園は公立・私立ともに80%以上と高い水準となっており、保育園の需要が高いことが見受けられます。

		実績値				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
幼稚園	施設数	6	6	6	5	5
	定員（人）	645	645	680	486	520
	園児数（人）	455	438	420	327	295
	利用率（%）	70.5	67.9	61.8	67.3	56.7
保育園 （公立）	施設数	2	2	2	2	2
	定員（人）	235	235	235	235	235
	園児数（人）	241	240	236	221	211
	利用率（%）	102.6	102.1	100.4	94.0	89.8
保育園 （私立）	施設数	3	3	3	5	6
	定員（人）	330	330	330	368	398
	園児数（人）	349	349	345	384	406
	利用率（%）	105.8	105.8	104.5	104.3	102.0
認定こども園	施設数				1	1
	定員（人）				105	105
	園児数（人）				51	52
	利用率（%）				48.6	49.5

資料：子育て支援課保育幼稚園係

6 函南町内の教育・保育施設

本町の教育・保育施設をみると、認定こども園が1施設、幼稚園が5施設、保育園が6施設、小規模保育事業所が2施設となっています。

他にも認可外保育施設が2施設と、町で運営している「かなみ知恵の和館」があります。

	施設名	運営	定員	備考
認定こども園	二葉こども園	函南町	105	3～5歳
幼稚園	春光幼稚園	函南町	95	3～5歳
	丹那幼稚園	函南町	55	3～5歳
	間宮幼稚園	函南町	90	3～5歳
	みのり幼稚園	函南町	90	3～5歳
	自由ヶ丘幼稚園	函南町	190	3～5歳
保育園	西部保育園	函南町	190	満1歳から小学校就学前
	若葉保育園	三島函南広域行政組合	45	8か月児から小学校就学前
	ひまわり保育園	社会福祉法人函南ひまわり会	60	2か月児から小学校就学前
	函南さくら保育園	社会福祉法人信静会	120	6か月児から小学校就学前
	仁田マーガレット保育園	社会福祉法人栄和会	120	2か月児から小学校就学前
	はなみずき保育園	社会福祉法人栄和会	60	2か月児から小学校就学前
小規模 保育事業所	保育所グローアップ函南園	株式会社グローアップ	19	6か月児から2歳児
	仁田ふじさん保育園	株式会社S & A	19	2か月児から2歳児
認可外 保育施設	函南ペンギン保育室	(医)社団真理会	-	8:30～17:30
	伊豆平和病院 はあと保育室	医療法人 新光会	-	8:30～17:30
その他	かなみ知恵の和館 (子育てふれあい・ 地域交流センター)	函南町	-	子どもからお年寄りまでが気軽に集い、“学び”や“遊び”“体験”などを通して、世代を超えたさまざまな人たちが交流するための施設です。

資料：認定こども園、幼稚園、保育園 子育て支援課保育幼稚園係
認可外保育施設 静岡県 こども未来課（令和5年9月26日時点）

7 近隣市町の教育・保育施設

本町を含む、周辺市町の教育・保育施設は以下の通りとなっています。

(1) 近隣市町の幼稚園数

	函南町	沼津市	三島市	熱海市	伊豆の国市	清水町	長泉町
施設数	5	16	13	4	5	4	4
公立	5	1	10※	3※	5	4	3
私立	0	15※	3※	1※	0	0	1

資料：令和5年度静岡県学校名簿（暫定版）※休園中を含む

(2) 近隣市町の保育園数

	函南町	沼津市	三島市	熱海市	伊豆の国市	清水町	長泉町
施設数	6	28	18	5	6	5	5
公立	2	6	6	2	4※	2	2
私立	4	22	12	3	2	3	3

資料：令和5年度保育所台帳（静岡県）※分園を含む

(3) 近隣市町の認定こども園数

	函南町	沼津市	三島市	熱海市	伊豆の国市	清水町	長泉町
施設数	1	8	3	1	2	0	4
公立	1	1	0	1	0	0	2
私立	0	7	3	0	2	0	2

資料：令和5年度静岡県学校名簿（暫定版）

第3章 教育・保育施設整備の考え方

1 教育・保育施設が担うべき役割

本町における教育・保育施設は、幼稚園5施設、保育所6施設、認定こども園1施設の計12施設があります。すべての施設において、それぞれ幼稚園教育要領または保育指針等に基づいた教育・保育を実施しており、すべての施設において「基本的な乳幼児期の教育・保育」を保障しています。

さらに、障害のある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの受入れにあたっては、関係機関との連携を図りながら適切な対応に努めるとともに、支援体制を整え、必要に応じて専門の職員を配置するなど、受入体制の充実を図っています。

一方で、未就園児やその子育て家庭に対しても、子育てに関する相談、子育て家庭の交流の促進および親子の遊びの場の提供等を目的とした地域子育て支援拠点事業を実施しており、子育て支援の拠点としての機能を果たしています。

このように、教育・保育施設は、施設に入所（園）しているかどうかに関わらず、地域のすべての子どもの健やかな育ちを保障するとともに、すべての子育て家庭を支援する拠点としての役割を担っています。

なお、上記の教育・保育施設のほか小規模保育事業所が2施設配置されており、行政と連携を図りつつ児童の受け入れや子育て支援に携わっています。

2 教育・保育施設整備における現状と課題

本町では令和5年4月現在で待機児童が発生しています。県内他市町でも暫時的な待機児童の発生が散見されますが、その多くは保育士の退職等による一時的なものや申込の地域的偏在によるものが多く、定員不足による恒常的な待機児童の発生は全国的にもごく少数であると報告されています。

また、本町においても中長期的な視点で見ると就学前児童数は減少傾向と見込まれている一方で、目下の課題として就労時間の要件引き下げ^(※注)による保育ニーズの増加はおおよそ確定的であり、児童数の減少を加味したとしても定員数の不足は明らかです。待機児童問題の解消や今後のニーズの増加への体制を整備するとともに、中長期的には教育・保育施設の統廃合や民間との連携等による効率的な運用により施設の縮小やサービスの充実へと転換していく必要があります。

●就労時間の要件引下げに伴う保育ニーズの増加見込み

		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（合計）		691	683	-	-	-	-	-	-
確保方策		693	693	-	-	-	-	-	-
96h→64h 引下げ 増加分	0歳児	-	-	13	13	13	12	12	12
	1歳児	-	-	10	10	10	10	9	9
	2歳児	-	-	6	5	5	5	5	5
	3～5歳児（保育）	-	-	4	4	4	4	4	4
増加分合計		-	-	33	32	32	31	30	30

(参考) 待機児童 実績	1歳児	4	4	4	4	4	3	3	3
	2歳児	1	1	1	1	1	1	0	0

※推計値はニーズ量であり、実際に発生し得る待機児童の数を示すものではない

※令和7年度以降の量の見込みは、今後予定している「第3次子ども・子育て支援事業計画」の策定および基礎調査の結果を元に算出されるため、現時点では掲載していない。

※児童数推計は令和4年度に実施した「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」中間見直し時の推計結果を参照

※平成30年度に実施したアンケート調査の保護者の就労状況を参照

(※注)「函南町保育の必要性の認定等に関する規則」第3条および附則の規定により、現在、特例で96時間となっている保護者の就労時間要件が、令和7年4月1日から64時間に変更されるというもの。

3 施設整備に関する基本的な考え方

本町の最上位計画にあたる「第六次函南町総合計画 後期基本計画」で掲げている教育および子育て支援の基本的な方針や、先に述べた本町の現状や今後想定される課題等を踏まえ、本町の施設整備における基本方針と、取組の方向性を以下のとおり定めます。

【函南町における教育・保育施設整備の基本方針】

～待機児童の解消と、将来需要に応じた再配置及び質の向上～

●取組の方向性

1 施設の適正な配置や幼保一元化（認定こども園化）による効率的な施設運用を目指す

本町においては、就労時間下限の引き下げによる保育ニーズの増加、待機児童の発生等が見込まれていますが、長期的な視点に立てば、就学前人口は減少傾向と見込まれています。間近に迫る受け入れ態勢の整備とともに、将来的には統廃合による適正配置や効率的な運用を前提にした施設整備が必要になります。

幼保の一元化、認定こども園化は、減少傾向にある教育ニーズの枠を有効活用し、0～2歳児の預かりが可能になります。施設運用においても0歳児から受け入れが可能であるため、安定した運営が可能です。施設の適正な配置や幼保一元化による運営経費の削減により、新たなサービスの提供や教育・保育の持続可能性の確保に努めます。

2 民間活力の活用による町内の保育の充実を図る

増加が見込まれている保育ニーズへの対応や新たなサービスの提供、保育における安定財源確保等、教育・保育を取り巻く現状の改善のためには民間活力の活用が不可欠です。

本町ではすでに複数の私立保育所、小規模保育事業所が設置されています。中長期的な見通しのもと、各施設の配置されている環境や、民間施設を含めた全体のバランスを取り、将来にわたって持続可能な施設整備を推進する必要があります。併せて慢性的に不足している保育士・教諭の確保と適切な人材配置を検討することが重要です。

3 施設の再編による財源・人材確保を図り、適切且つ柔軟にサービスを提供する

本町では待機児童の発生や今後の保育ニーズの増加への対応が喫緊の課題となっていますが、施設の適正配置は保育事業の拡充だけでなく、保育の担う機能の強化と質の向上も重要な目的となります。

近年ではライフスタイルの多様化に伴い、多種多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応が求められています。今後想定されるニーズの変化に応じて、施設の統廃合を含む再編や幅広い民間活力の活用により、適切に運営費を削減し財源を確保することや、慢性的に不足している保育士・教諭の人数を確保することで多様化するニーズに対応した特色のある教育・保育サービス（例えば、就園前の体験保育実施や一時保育の拡充実施など）の提供につなげることが期待されます。

第4章 今後の展望について

Ⅰ 課題解決に向けた方策

本町における教育・保育施設の配置および規模の適正化にあたっては、第3章で示した方針に基づき、課題の解決に向けて「（１）幼稚園の認定こども園化（幼保一元化）」、「（２）中長期的な施設の適正配置」の２つを有効な対策として検討していきます。具体的な方策は以下の通りです。

（１）幼稚園の認定こども園化（幼保一元化）

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っています。保護者の就労の有無にかかわらず利用が可能であり、集団活動・異年齢交流を通じて子どもたちの健やかな成長につなげることができます。

本町では待機児童問題への対策と併せて、安定した施設の運営と子どもたちの健全な育成を目指す観点から、幼稚園の認定こども園化を検討していきます。

その上で、特に喫緊の課題である令和7年度からの保育ニーズ増加への対策としては、3歳未満児の受入枠を拡充する必要があり、大規模な改修も必要となることから、幼保連携型認定こども園への移行を検討していきます。

1 認定こども園の類型と本町への適性

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、大別して4つの類型があります。なお、幼稚園や保育所が認定こども園に移行した場合でも、学校や児童福祉施設としての法的性格は失われません。

「幼保連携型」は、学校かつ児童福祉施設として、幼稚園と保育園、両方の機能を併せ持つタイプのもので、全国的にも、新設や、大幅なりニューアルを実施する場合はこの「幼保連携型」となることが多く、こども園全体の約70%を占めています。喫緊の課題である3歳未満の待機児童対策としては、3歳未満児受け入れのため大幅な改修工事も必要であることから、「幼保連携型」が最も適すと考えています。

2 幼保連携型認定こども園の設置方法

①新規での設置

- 幼保連携型認定こども園の設置にあたっては、学校および児童福祉施設の双方の位置づけを有する単一の施設として、幼稚園・保育所で定められている高い水準を満たす必要があります。
- 対象施設の児童数や、保育士等の職員の確保についても留意する必要があります

②幼稚園・保育所からの移行

- 既設の幼稚園・保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合、適正な運営が確保されている施設に限り、園舎面積等の基準に一定の移行特例が設けられています。
（※平成27年3月31日以前までに認可を受けている園のみ対象）
- 特例が設けられている項目以外の設置基準は、新設する場合と同様です。

3 財政支援および交付金の活用可能性

認定こども園への移行に伴う施設整備に対する支援として、厚生労働省および文部科学省が所管する各種交付金や補助が用意されていましたが、令和5年度よりこども家庭庁に一元化され、「就学前教育・保育施設整備交付金」となりました。

新制度移行後は、幼保連携型の整備に向けた「保育所緊急整備事業」等の補助も展開されています。

4 幼保連携型認定こども園への移行適性の検証

幼保連携型認定こども園の認定基準や面積等の要件を踏まえ、町内の公立幼稚園の状況を精査し、各園の幼保連携型認定こども園への移行適性を次のとおり検証しました。

その結果、令和7年度からの保育ニーズ増加への対策としては、面積や設備等の状況のほか、地域特性、施設の改修予定等を考慮し、現段階では自由が丘幼稚園が幼保連携型認定こども園への移行に最も適しているという結果になりました。

○春光幼稚園

町内の幼稚園の中では比較的新しく建てられた施設です。令和5年度時点で定員の3割程度の児童が在園していますが、近隣に保育園が設置されているため、認定こども園に移行したとしても、地域の保育需要が見込まれる可能性は低いと考えます。

また、給食室を備えておらず、新たに増築するための余剰地も確保が困難です。

敷地面積 (㎡)	園舎延床面積 (㎡)	定員充足率 (利用児童数÷定員数)	空き教室数
3,180	975	32.8%	3
給食室の有無	必要設備を増築可能な 余剰地の有無	建築年度	
×	×	2004	

○丹那幼稚園

町内の幼稚園の中では最も古い建築であり、今後大規模改修等が必要となりますが、町の中心部から離れており、想定される保育ニーズの増大に対応することは困難であることから認定こども園への移行には適していません。また、給食室を備えておらず、新たに増築するための余剰地も確保が困難です。

敷地面積 (㎡)	園舎延床面積 (㎡)	定員充足率 (利用児童数÷定員数)	空き教室数
1,128	219	17.1%	0
給食室の有無	必要設備を増築可能な 余剰地の有無	建築年度	
×	×	1977	

○間宮幼稚園

建築から40年が経過していますが、既に大規模改修を完了しており、認定こども園への移行に向けて更に改修を重ねることは望ましくありません。また、大規模改修後の現在においても送迎用駐車場や給食室を備えておらず、新たに増築するための余剰地も確保が困難です。

敷地面積 (㎡)	園舎延床面積 (㎡)	定員充足率 (利用児童数÷定員数)	空き教室数
2,078	506	30.0%	2
給食室の有無	必要設備を増築可能な 余剰地の有無	建築年度	
×	×	1983	

○みのり幼稚園

施設内に空き教室や、設備等を増築可能な余剰地を持つ幼稚園です。定員にも空きがあるため、認定こども園に移行することで効率よく保育ニーズにも対応することが可能です。

ただし、近隣に保育園が設置されているため、認定こども園に移行したとしても、地域の保育需要が見込まれる可能性は低いと考えます。また、町内の幼稚園の中で最も新しく建築された施設であるため、直ちに改修や増築を行うことは望ましくありません。

敷地面積 (㎡)	園舎延床面積 (㎡)	定員充足率 (利用児童数÷定員数)	空き教室数
2,761	991	25.0%	3
給食室の有無	必要設備を増築可能な 余剰地の有無	建築年度	
×	○	2007	

○自由ヶ丘幼稚園

定員数、在園児童数ともに最も多く、他の幼稚園よりも広大な敷地面積を持つ施設です。近隣に新しい住宅地もあり、認定こども園に移行した場合に保育需要が多く見込まれます。

また、園舎の建築から間もなく40年を迎えるため、大規模改修に合わせて認定こども園化に必要な改修を行うことで効率よく施設の維持管理が可能になります。

敷地面積 (㎡)	園舎延床面積 (㎡)	定員充足率 (利用児童数÷定員数)	空き教室数
5,383	920	46.3%	3
給食室の有無	必要設備を増築可能な 余剰地の有無	建築年度	
×	○	1985	

(2) 中長期的な施設の適正配置

本町はこれまで、待機児童問題の解消に向けて、段階的に保育所の開設や小規模保育事業所の誘致を進めており、今後も引き続き教育・保育の充実に努める方針です。

一方、全国的な少子化の影響は本町においても同様に表れており、今後の児童数の減少は避けて通れない状況となっています。施設整備における中長期的な視点として、教育・保育に対するニーズの動向と現状の対応状況を考慮した上で、ファシリティマネジメントの観点から施設の過剰整備を未然に防ぐために、各施設の状況を定期的に見直し再配置について検討する必要があります。

1 ニーズ量の変化への対応

本町の入園状況をみると、新たに整備された「二葉こども園」や「はなみずき保育園」を除いて、各施設とも定員間近まで受け入れ続けており、ニーズの偏在等は見られませんでした。

一方で幼稚園については定員に対してニーズ量が年々減少傾向にある等、教育・保育ニーズの現状や今後の見込みには大きな差が見られます。このような現状を踏まえ、本町では以下の方策をもって町内の教育・保育施設の配置および規模の適正化を図ります。

①幼稚園の認定こども園化

前述の課題解決に向けた方策「①幼稚園の認定こども園化（幼保一元化）」に基づき、幼稚園・保育所の一元化による認定こども園化について検討していきます。再編による規模の適正化や用地の確保等に十分配慮しながら検討することとします。

②施設の統廃合

幼稚園の需要は、近年、減少傾向が続いております。今後、児童の入園状況や児童数の推計結果を勘案し、施設の運営上、支障が生じると判断される場合は、他の園との統廃合を含む再編について検討を行っていきます。また、幼児は、多数の同年代の幼児とのかかわりの中で、主体性や社会的態度を身につけていくことができるようになるため、幼稚園には一定の集団規模が必要となることから、集団規模にも十分配慮しながら検討を行っていきます。

(※参考：適正配置・適正規模の考え方) (他市町の例)

〈幼稚園〉

- 集団活動の教育の観点から1学年の人数はおおむね〇〇人以上とする
- 1学級の編成は〇〇人程度とする。
- 2学級で〇〇人以下の場合は、複式学級で編成すること。等

※国の指針(学校教育法第3条)では、1学級の幼児数は35人以下を原則とし、

1学級あたり専任教諭1人を配置することを基準とする。

③既存施設の維持・長寿命化

前述の施設の統廃合の検討状況を勘案しつつ、施設の改修を適切に実施することで保全を行うとともに、設備や機能の維持向上に努めます。

2 施設の老朽化への対応

本町では、町立の幼稚園5施設、保育園1施設、認定こども園1施設を有していますが、うち幼稚園では建築後40年以上が経過するものもあり、耐震改修工事等必要な措置は講じているものの、老朽化が進んでいます。

将来的には各施設において、改修や建替えを検討することになりますが、工事を要する時期における教育・保育ニーズの動向や本町の財政状況、各施設の入園状況等を踏まえ、計画的な整備を進めていきます。

(※参考：建築構造による法定耐用年数)

〈法定耐用年数〉

- 鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造 ⇒ 47年
- 金属造（骨格材の肉厚4mm超） ⇒ 31年
- 金属造（骨格材の肉厚3～4mm以下） ⇒ 27年
- 木造、合成樹脂造 ⇒ 22年

※法定耐用年数は減価償却における基準であり、超過しても施設の運用は可能。

※財務省「減価償却資産の耐用年数に関する省令」より抜粋

〈目標耐用年数〉

- 鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造 ⇒ 代表値：60年（範囲：50～80年）
- 重量鉄骨構造 ⇒ 代表値：60年（範囲：50～80年）
- 軽量鉄骨造 ⇒ 代表値：40年（範囲：30～50年）
- 木造 ⇒ 代表値：60年（範囲：50～80年）

※目標耐用年数は保全状況を考慮して管理者が設定する、理想的な使用期間を指す。

※コンクリート、鉄骨は「普通の品質」を想定した耐用年数とする。

※日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より抜粋

●町内の教育・保育施設の配置状況および使用年数の考え方

- 本町では、教育・保育施設に対して予防保全的に日常修繕や大規模改修を行うことで耐用年数を長寿命化することが可能と考えています。
- 令和３年３月に策定した「函南町公共施設個別施設計画」では、町立園の改築時期の目安として、下表のとおりとしています。なお、比較的新しい春光幼稚園、みのり幼稚園、西部保育園については計画上に改築時期が示されておりませんが、ここでは、代表値を目標使用年数としています。

		敷地面積	園舎延床面積	建築年度	構造	改築目安
教育施設	春光幼稚園	3,180㎡	975㎡	2004	鉄骨造	2084
	丹那幼稚園	1,128㎡	219㎡	1977	鉄骨造	2050
	間宮幼稚園	2,078㎡	506㎡	1983	鉄骨造	2050
	みのり幼稚園	2,761㎡	992㎡	2007	鉄骨造	2087
	自由ヶ丘幼稚園	5,383㎡	920㎡	1985	鉄骨造	2060
認定こども園	二葉こども園	4,089㎡	623㎡	1978	鉄骨造	2050
保育園	西部保育園	4,285㎡	1,385㎡	2010	鉄骨造	2090
	西部保育園（増築分）		150㎡	2016	木造	2096

3 財政負担への対応

本町には幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育所の計14施設が設置されていますが、うち7か所が町立の施設となっており、特に幼稚園は5か所とも町により運営されています。

公立施設の運営経費は、利用者からの負担のほかは、大部分が町の一般財源により賄われており、大部分に国、県、町の財源が充てられる民間施設との間に大きな差があります。今後の施設の再編にあたっては、児童数や耐用年数といった判定基準に加え、町の財政状況等を十分に精査した上で計画的に実施することが重要です。

①統廃合等の実施による財政上の効果

- 公立施設の統廃合を行うことで、運営経費の大幅な削減が可能になります。経費削減により確保できた財源を活用することで、地域子育て支援拠点事業等の町内の各施設が担う機能の強化や他の子育て支援サービスの充実につなげることができるようになります。
- 将来的には児童数の減少により教育ニーズ、保育ニーズともに減少が見込まれる一方で、働き方やライフスタイルの変化によるニーズの多様化が予想されます。施設の利用状況等を踏まえ、適切に統廃合等を推進することで、幼稚園・保育所以外のサービスによる支援体制の強化につなげることが可能となります。
- 全国的には、公立園を私立園へ移行することで財政負担を軽減している例も見られることから、これも様々な対応法のうちの一つの方策として挙げることができます。事業者の運営方針による差異はあるものの、民営化を通じて独自のカリキュラムの提供や早朝、夜間、休日保育等の提供、送迎サービスの実施等「生き残り戦略」としてのサービスの多様化が期待できる、といった効果が見込まれます。

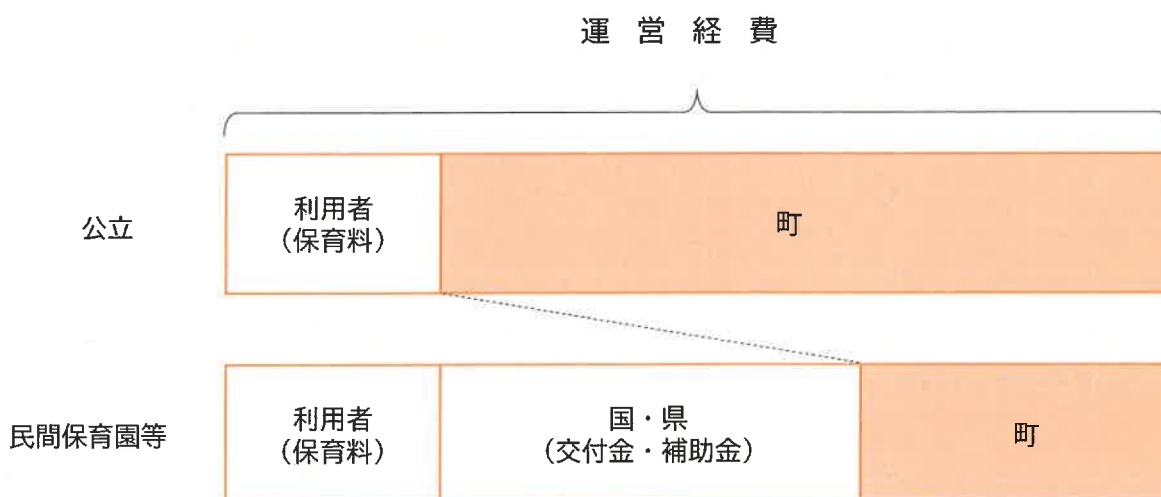


図 運営経費の総額に対する町負担割合のイメージ

※公立については町の財源の一部に地方交付税が充てられています。

資料編

Ⅰ 函南町保育の必要性の認定等に関する規則

○函南町保育の必要性の認定等に関する規則

平成27年3月31日規則第15号

改正

令和5年3月29日規則第12号

函南町保育の必要性の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項に規定する保育の必要性の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(府令第1条第1号の町が定める時間)

第3条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条第1号の町が定める時間は、64時間とする。

(府令第1条第10号の市町村が認める事由)

第4条 府令第1条第10号の市町村が認める事由は、保護者の年齢が65歳以上であることとする。

(保育必要量の区分)

第5条 町長は、府令第4条の規定により保育必要量を次に掲げる時間に区分するものとする。

(1) 保育標準時間 1月当たり212時間を超え292時間まで

(2) 保育短時間 1月当たり212時間まで

(優先保育の基準)

第6条 法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）のうち優先的に保育を行う必要があると認められる者は、当該子どもが次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する世帯に属していること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯に属していること。

- (3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。
- (4) 虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要なこと。
- (5) 精神又は身体に障害を有していること。
- (6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。
- (7) 保育を受けようとする保育所又は認定こども園において、現に兄弟姉妹が保育を受け、又は受けようとしていること。
- (8) 地域型保育事業による保育を受けていたこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、法の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則は、法の施行の日以後の保育を必要とする子どもに対する保育の必要性の認定等について適用することができる。

(就労時間に係る要件に関する特例)

- 3 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第3条中「64時間」とあるのは、「96時間」とする。

附 則 (令和5年3月29日規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 認定こども園の4類型と特徴について

①幼保連携型認定こども園

- 幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つ形式で、認定こども園として独立しており、教育機関かつ児童福祉施設として文部科学省と厚生労働省から認可を受けています。
- 他の類型に比べて、職員の要件や開園日・時間が厳密に定められていますが、保育・教育間の移行がスムーズである等の利点も多く、令和3年4月時点で全国の70%以上が「幼保連携型」として設置されています。
- 特に「改正認定こども園法」に基づいて策定された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、0歳から小学校就学前まで一貫した教育・保育の実施と、園児の発達の連続性を考慮して展開していくことを基本としており、安定して成長を促す環境の提供が期待されます。

②幼稚園型認定こども園

- 既存の認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保する等、保育所の機能を備えることで、認定こども園として認定を受ける形式です。
- 幼稚園に認可外保育施設を併設する「接続型・並列型」と、幼稚園の中で保育を実施する「単独型」がありますが、いずれの形式も学校としての法的性格を持ち、幼稚園教育要領に基づいた指導を主として行います。

③保育所型認定こども園

- 既存の認可保育園が、保育を必要とする子ども以外も受け入れられるよう、幼稚園の機能を備えることで、認定こども園として認定を受ける形式です。
- 児童福祉施設としての位置づけは変わらず、保育所保育指針に基づいて保育の専門知識と乳幼児の発達段階に応じた指導を展開します。

④地方裁量型認定こども園

- 幼稚園・保育所等の認可が無い地域で教育・保育を一体的に実施する施設です。両者の機能を併せ持ちますが、分類上は認可外保育園となります。

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人 ^{*1}	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 ^{*2} (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、歩調基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、歩調基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

※図：内閣府資料「子ども・子育て支援新制度ハンドブック」

(※注) 幼保連携型認定こども園の職員の要件においては、経過措置として幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない場合でも「保育教諭」として適用されていましたが、令和7年3月31日をもって失効します。

3 幼保連携型認定こども園の設置に係る主な基準

〈学級編制・職員配置基準〉

- ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置
- ・年齢配置基準（保育士1人以上の配置が必要な人数）

- 0歳児：3人／保育士1人以上 ● 1・2歳児：6人／保育士1人以上
- 3歳児：20人／保育士1人以上 ● 4・5歳児：30人／保育士1人以上

※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む

〈園長等の資格〉

- ・原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者、またはそれと同等の資質を有する者とする

〈園舎・保育室等の面積〉

- ・園舎は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は下記の①と②の合計面積
 - ①2学級320㎡、1学級につき100㎡増
 - ②居室・教室面積は、保育所基準（保育室又は遊戯室1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）

〈園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置〉

- ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は下記の①と②の合計面積
 - ①満2歳以上満3歳未満の子どもについて（3.3㎡/人）
 - ②（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と満3歳以上の子どもについて（3.3㎡/人）
のいずれか大きい方

※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする

〈食事の提供、調理室の設置〉

- ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども
 - ※1号認定の子どもへの提供は園の判断による
- ・原則自園調理
 - ※ただし、満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可

「平成26年 幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準」より抜粋

幼稚園・保育所から移行する場合の特例

〈園舎面積〉

（保育所からの移行）

- ・園舎は同一敷地内又は隣接地に必置とする。

居室・教室面積は、保育所基準（保育室又は遊戯室 $1.98\text{m}^2/\text{人}$ 、乳児室は $1.65\text{m}^2/\text{人}$ 、
ほふく室は $3.3\text{m}^2/\text{人}$ ）

（幼稚園からの移行）

- ・園舎は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は下記の①と②の合計面積

① 2学級 320m^2 、1学級につき 100m^2 増

② 居室・教室面積は、（乳児室は $1.65\text{m}^2/\text{人}$ 、ほふく室は $3.3\text{m}^2/\text{人}$ ）

〈園庭の設置・面積〉

（保育所からの移行）

- ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は下記の①と②の合計面積

① 満2歳以上満3歳未満の子どもについて（ $3.3\text{m}^2/\text{人}$ ）

② 満3歳以上の子どもについて（ $3.3\text{m}^2/\text{人}$ ）

（幼稚園からの移行）

- ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は下記の①と②の合計面積

① 満2歳以上満3歳未満の子どもについて（ $3.3\text{m}^2/\text{人}$ ）

② 3学級 400m^2 、1学級につき 80m^2 増

〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉

- 満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可

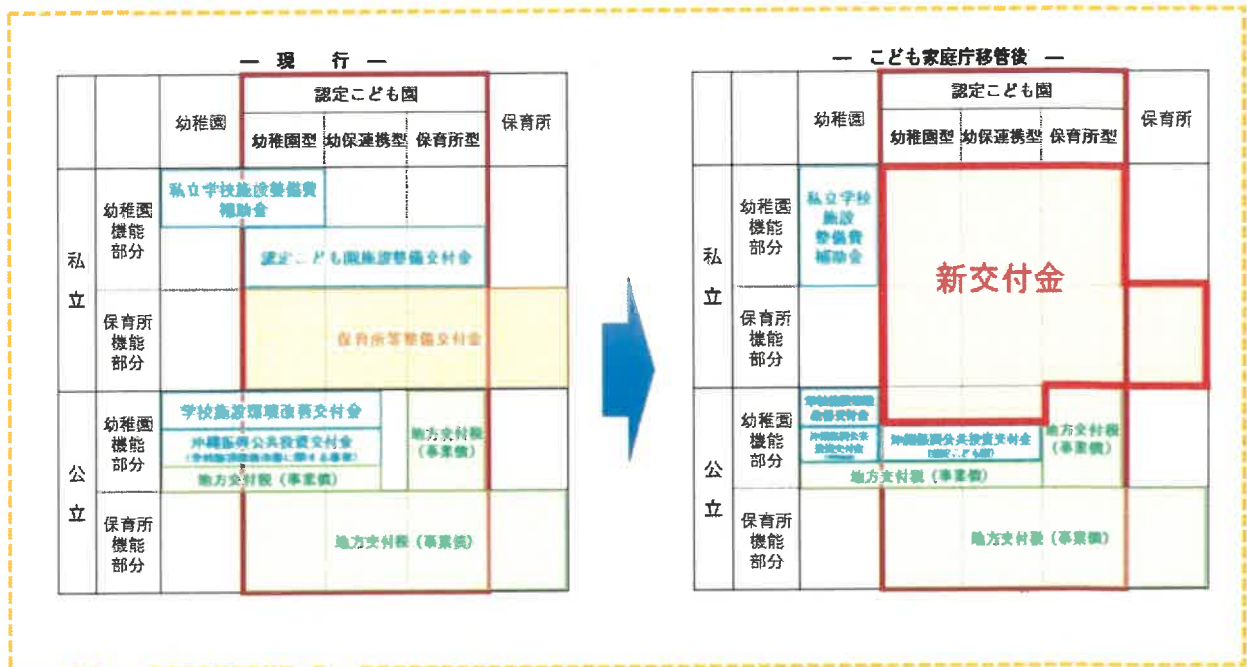
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

附則第四条 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例 より抜粋

3 就学前教育・保育施設整備交付金

従来の施設整備に関する交付金は、厚生労働省および文部科学省がそれぞれ所管していましたが、令和5年度よりこども家庭庁に一元化され、「就学前教育・保育施設整備交付金」となりました。

新制度移行後の交付金の適用範囲は、補助率・対象経費等の施設類型における格差の是正を図る目的で設定されています。



図：こども家庭庁 資料

函南町教育・保育施設整備基本方針

令和6年3月

発行：函南町

企画・編集：厚生部 子育て支援課

〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井717-13

電話：055-979-8133